

保存版

# 浪工・星翔会会則

浪工・星翔会



## 目 次

第 1 章 総 則 .....	2
第 1 条 名称.....	2
第 2 条 事務局.....	2
第 3 条 目的.....	2
第 4 条 方針.....	2
第 5 条 事業.....	2
第 2 章 会 員 .....	3
第 6 条 会員.....	3
第 7 条 権利.....	3
第 8 条 義務.....	3
第 3 章 役 員 .....	3
第 9 条 役員と定数.....	3
第 10 条 役員の任期.....	3
第 11 条 役員・委員の選出.....	4
第 12 条 役員・委員の任務.....	4
第 13 条 名誉会長・顧問・相談役.....	4
第 4 章 会 議 .....	5
第 14 条 委員会.....	5
第 15 条 役員会.....	5
第 16 条 総会.....	5
第 17 条 運営委員会.....	5
第 5 章 会 計 .....	6
第 18 条 会計.....	6
第 19 条 会計年度 .....	6
第 6 章 補 則 .....	7
第 20 条 会則.....	7
第 21 条 慶弔.....	7
第 22 条 同窓会の支援.....	7

## 第 1 章 総 則

### 第 1 条 名称

この会は浪工・星翔会（以下本会という）と称する。

### 第 2 条 事務局

本会の事務局は大阪府摂津市三島 3 丁目 5 番 36 号の星翔高等学校（以下母校という）内に置く。

### 第 3 条 目的

会員相互の親睦をはかり、併せて母校の発展に寄与貢献する事を目的とする。

### 第 4 条 方針

本会は自主独立のものであって、他のいかなる団体又は人物に干渉される事なく運営するものとする。

1. 特定の政党・宗教にかたよる事なく、また営利を目的とした活動はしない。
2. 学校人事・教育内容及び管理には干渉しない。

### 第 5 条 事業

本会は 第 3 条 の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 総会の開催
2. 名簿及び会報の発行
3. 会員相互の親睦を支援する事業
4. 母校発展に寄与する事業
5. 役員、学校教職員の慶弔その他
6. その他必要な事業

## 第 2 章 会 員

### 第 6 条 会員

本会は、次の会員で組織する。

#### 1. 正会員

星翔高等学校、浪速工業高等学校、浪速工業学校、浪速工学校、浪速工業高等学校定時制、浪速工業学校定時制、浪速工学校定時制、浪速工業高等学校併設中学校、浪速工業高等学校併設中学校定時制の卒業生。

また、かつて在学した者で委員会の承認を得た者。

#### 2. 特別会員

母校に勤務している教職員並びに母校の前身校に勤務していた教職員。

### 第 7 条 権利

会員は全て平等の権利と義務を有する。

### 第 8 条 義務

本会の正会員は終身会費を納入する。また、会員は移動があった時事務局へ届けでる。

## 第 3 章 役 員

### 第 9 条 役員と定数

本会に次の役員をおく。

1. 会長 1名
2. 副会長 若干名
3. 会計 2名
4. 書紀 若干名
5. 幹事 若干名
6. 監査 2名

### 第 10 条 役員任期

本会役員任期は次の通りとする。

1. 役員任期は 2 年とし、留任を妨げない。

2. 役員に欠員が生じた時、それに応じて補充することができる。選出方法は第11条の役員選出方法に準ずる。但し、その任期は前任者の残任期間とする。

#### 第11条 役員・委員の選出

本会の役員・委員の選出は次のようにして行う。

1. 会長、副会長、会計、書紀、幹事、監査は推薦または会員より選出する。
2. 委員は各学級より1名選出し任期は定めず、欠員が生じた時は当該学級から補充する。
3. 会長の選出に関しては別途規定を定め、これに基づき選考をする。
4. 副会長、会計、書紀、幹事、監査は会長が任命し、役員会の承認を経て決定する。

#### 第12条 役員・委員の任務

本会役員・委員の任務は次の通りとする。

1. 会長は本会を代表し会務を統括する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に支障ある時は職務を代行する。
3. 会計は本会の会計事務を行う。
4. 書記は役員会・委員会その他の記録をとる。書記の内1名を事務局長とする。
5. 幹事は会務を執行する。
6. 監査は本会の会務・会計を監査する。
7. 委員は委員会を構成し会務を審議する。また、同級生との連絡に当たる。

#### 第13条 名誉会長・顧問・相談役

本会は、名誉会長、顧問、相談役をおくことができる。選出に際しては、役員会の承認を必要とする。

1. 名誉会長は、星翔高等学校長とする。
2. 相談役は、歴代会長とする。また、本会旧役員及び特別会員の中から役員会で推薦された者をおくことができる。
3. 相談役は、役員会に出席して意見を述べるができる。
4. 顧問は、歴代理事長及び歴代校長からおくことができる。
5. 名誉会長・顧問・相談役は議決権を持たない。

## 第 4 章 会 議

### 第 14 条 委員会

本会の最高議決機関として案件の審議、議決に当たる。

1. 会長以下すべての役員・委員で構成する。
2. 委員会は必要に応じて開催することができる。
3. 委員会の定足数は委員数の 100 分の 1 以上とし、委任状はこれに含める。但し、定足数に達しない場合は役員会で決議することができる。
4. 委員会では、事業計画、予算・決議、会則の変更、その他必要事項を審議、議決する。
5. 議決は出席者の過半数を持って決定する。

### 第 15 条 役員会

本会の執行機関として会務を執行する。

1. 会長、副会長、会計、書記、幹事、監査で構成する。
2. 本会の運営上、必要に応じて随時これを開く。
3. 役員会の定足数は役員数の 5 分の 1 以上とし、委任状はこれに含める。
4. 緊急の事項ある時は役員会により決議することができる。

### 第 16 条 総会

本会の総会は原則隔年ごとに行き、会務・会計を報告し、会員相互の親睦をはかる。但し必要に応じて臨時総会を開催することができる。

### 第 17 条 運営委員会

本会の事業を推進するため、運営委員会をおくことができる。

1. 運営委員は役員の中から会長が任命し役員会で承認する。
2. 運営委員は重要会務に関して役員会にて報告する。
3. 運営委員会の任期はその事業が終了した時、または役員の任期が満了した時に解散とする。

## 第 5 章 会 計

### 第 18 条 会計

本会の経費は、本会員の終身会費及び寄付金その他の収入をもって充てる。但し、臨時会費は別に徴収することができる。終身会費等については附則として別に定める。

### 第 19 条 会計年度

本会の会計年度は 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。但し、暫定予算についてはその限りではない。

## 第 6 章 補 則

### 第 20 条 会則

改正された会則は委員会の承認と同時に施工する。

また、本会則に疑義が生じた時は委員会の解釈に従う。

### 第 21 条 慶弔

慶弔規定については別に定める。

### 第 22 条 同窓会の支援

会員相互の親睦をはかるため個別で開かれる会合について支援する。この同窓会の支援については附則の「同窓会特別援助金規定」として別に定める。

保存版

# 浪工・星翔会附則

浪工・星翔会



## 目 次

第 1 章 会長選考規定 .....	1
第 1 条 目的 .....	1
第 2 条 会長の選出 .....	1
第 3 条 会長候補者の推薦 .....	1
第 4 条 選考委員会の構成 .....	1
第 5 条 選考委員会の運営 .....	1
第 6 条 規定の改正 .....	1
第 7 条 施行 .....	1
第 2 章 終身会費規定 .....	2
第 8 条 目的 .....	2
第 9 条 終身会費 .....	2
第 10 条 規定の改正 .....	2
第 11 条 施行 .....	2
第 3 章 同窓会特別援助金規定 .....	3
第 12 条 目的 .....	3
第 13 条 援助の内容 .....	3
第 14 条 請求手続き .....	3
第 15 条 規定の改正 .....	3
第 16 条 施行 .....	3
第 4 章 交通費補填規定 .....	4
第 17 条 目的 .....	4
第 18 条 交通費補填金 .....	4
第 19 条 規定の改正 .....	4
第 20 条 施行 .....	4
第 5 章 慶弔規定 .....	5
第 21 条 目的 .....	5
第 22 条 範囲 .....	5
第 23 条 祝金 .....	5
第 24 条 入院見舞金・弔慰金 .....	5
第 25 条 祝電・弔電・供花 .....	5
第 26 条 例外 .....	5

第 27 条 規定の改正.....	5
第 28 条 施行.....	5

## 第 1 章 会長選考規定

### 第 1 条 目的

この規定は、浪工・星翔会会則第 11 条の 3 の規定に基づき、会長の選出について必要な事項を定める。

### 第 2 条 会長の選出

会長の選出は、会長の任期満了 1 ヶ月前までに会長選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置し、会長候補者 1 名を選出する。選考委員会で選出された会長候補者は、役員会の議決を経て決定し、浪工・星翔会委員会および浪工・星翔会総会に報告する。

### 第 3 条 会長候補者の推薦

役員は会長候補者（以下「候補者」という。）を選考委員会に推薦することができる。

### 第 4 条 選考委員会の構成

1. 選考委員会は、若干名の選考委員で構成する。
2. 選考委員は、役員から互選する。
3. 選考委員会は、選考委員の互選により選考委員長を置く。
4. 選考委員会の任期は、役員会にて会長選出の議決が行われるまでとする。

### 第 5 条 選考委員会の運営

1. 選考委員会は、選考委員の 3 分の 2 以上の出席がなければ議事を開き議決することができない。
2. 選考委員は、代理人又は書面をもって議決することができない。
3. 選考委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の時は選考委員長の決するところによる。

### 第 6 条 規定の改正

本規定の改正に際しては、役員会で審議し出席者の過半数の同意で決する。

### 第 7 条 施行

本規定は平成 24 年 1 月 1 日より施行する。

## 第 2 章 終身会費規定

### 第 8 条 目的

この規定は、浪工・星翔会会則第 18 条の規定に基づき、終身会費について定める。

### 第 9 条 終身会費

1. 終身会費は本年度の卒業生 1 名につき 12,000 円とする。
2. 終身会費は卒業時に徴収する。
3. 終身会費は特別の事情があり役員会が認めた場合は減額又は免除することができる。

### 第 10 条 規定の改正

本規定の改正に際しては、役員会で審議し出席者の過半数の同意で決する。

### 第 11 条 施行

本規定は令和 5 年 8 月 7 日より施行する。

### 第 3 章 同窓会特別援助金規定

#### 第 12 条 目的

この規定は、同窓会活動を活発に推進し、浪工・星翔会会員内での会合を定期的に行う環境を積極的に支援すべく援助金を支給する制度について定める。

#### 第 13 条 援助の内容

会計年度内 1 回 1 万円を上限として参加者 1 名につき 500 円の援助金を後日支給する。

以下の条件を満たしたとき、本会会計から援助金を交付する。

1. 事務局へ申請用紙を提出する。
2. 出席者名簿を提出する。
3. 写真を提出する。

#### 第 14 条 請求手続き

1. 開催日程が決まり次第事務局に連絡し申請用紙を請求する。
2. 会合開催時の名簿及び写真を添えて事務局に請求する。
3. 後日事務局から申請者の金融機関口座に援助金が入金される。

#### 第 15 条 規定の改正

本規定の改正に際しては、役員会で審議し出席者の過半数の同意で決する。

#### 第 16 条 施行

本規定は令和 5 年 8 月 7 日より施行する。

## 第 4 章 交通費補填規定

### 第 17 条 目的

この規定は、本会における会議に参加した時に支払われる補填金に関して定めるものである。

### 第 18 条 交通費補填金

浪工・星翔会の役員・委員・名誉会長・顧問・相談役が役員会、委員会、運営委員会、会長選考委員会に出席したとき 1 回の出席に対して 1,000 円を会議出席時に支給する。

### 第 19 条 規定の改正

本規定の改正に際しては、役員会で審議し出席者の過半数の同意で決する。

### 第 20 条 施行

本規定は令和 5 年 8 月 7 日より施行する。

## 第 5 章 慶弔規定

### 第 21 条 目的

この規定は、本会における慶弔事に関して定めるものである。

### 第 22 条 範囲

1. 本会に功労のあった人物の慶弔事
2. 浪工・星翔会役員の入院、死亡、親族の死亡
3. 教職員の死亡、教職員親族の死亡

### 第 23 条 祝金

本会に功労のあった人物の慶事において祝金を贈ることができる。金額はその都度役員会で協議をする。

### 第 24 条 入院見舞金・弔慰金

1. 浪工・星翔会役員の死亡 10,000 円
2. 浪工・星翔会役員の入院 10,000 円（但し 20 日以上入院の場合とする）
3. 浪工・星翔会役員親族の死亡 5,000 円（但し父母、配偶者の場合とする）
4. 教職員の死亡 10,000 円
5. 教職員の親族の死亡 5,000 円（但し父母、配偶者の場合とする）

### 第 25 条 祝電・弔電・供花

本附則第 22 条の慶弔事において祝電・弔電及び供花を送ることができる。

### 第 26 条 例外

既定の定める範囲外の慶弔事に関しては役員会に諮る。但し緊急性が必要な場合に限り会長及び事務局長、会計の協議により行うことができる。

### 第 27 条 規定の改正

本規定の改正に際しては、役員会で審議し出席者の過半数の同意で決する。

### 第 28 条 施行

本規定は令和 5 年 8 月 7 日より施行する。